

資料提供	
平成30年6月14日	
担当課 (担当)	中部総合事務所県土整備局 維持管理課(櫻木)
電話	0858-23-3217

橋津川不法係留船舶に対する県・町・地元地区の共同現地指導

県管理河川である橋津川には多数の船舶が不法に係留されています。

河川区域内に無許可で船舶に係留することは法令違反のみならず、水防上も危険な行為であり、湯梨浜町、地元地区等からも強く解消を要望されています。

については、不法係留船及び係留杭などの係留設備等を河川区域外へ撤去、移動するよう県・町・地元3地区(橋津、上橋津、赤池)と共同で現地指導、パトロールを行います。

- 日時** 平成30年6月21日(木) 午後1時30分から(小雨決行)
※大雨等による中止の決定は、当日午前9時頃行います。
- 場所** 橋津川(東伯郡湯梨浜町橋津) (集合場所:羽合大橋西側駐車場)
- 内容** 県、町の職員と地元地区の住民が共同で橋津川をパトロール。不法係留船の所有者に河川区域外に移動や撤去をするよう指導するとともに、所有者が不在の船舶には指導文書を交付します。
また、パトロール時に船の番号を記録し、所有者を調査の上、指導文書を直接送付します。
県、町による現地指導は平成29年6月8日に次いで4回目です。(地元地区参加は3回目)

(参考1) 不法係留船による危険・迷惑行為

- ・河川の流下を阻害(→水害のおそれ)
- ・係留杭設置、船舶流出等による河川管理施設等(護岸等)の損傷(→水害のおそれ)
- ・地元住民は、不法係留船による深夜・早朝の騒音、近隣道路への不法駐車やゴミ不法投棄などの迷惑被害を受けている。
- ・船舶、油の流出(河川の汚濁、漁業への影響等)
- ・災害時(津波、高潮等)の危険、復旧、復興を阻害
- ・平成29年2月の大雪時にも積雪による沈没(転覆)船が発生。沈船による油流出等に繋がる恐れもあった。

(参考2) 橋津川の不法係留の状況

- ・平成29年6月の現地指導では49隻の不法係留船を確認。

(参考3) 不法係留に対する県、町の取組み

- ・東郷池、橋津川(旧川)においては、船溜まり(8か所)への占用(係留)許可を実施。
(平成25年2月から)
- ・東郷池及び埴見川における沈没船10隻に対して簡易代執行による撤去を実施。(平成30年3月)
- ・東郷池及び流入8河川について、河川法施行令に基づき、罰則適用のある不法係留禁止区域に指定。
(平成30年4月から)
- ・撤去、移動に応じない所有者に対しては、法的措置を行うことも含めて継続的に対応を行う。



(本資料は鳥取県政記者クラブ、倉吉市役所記者室、日本海ケーブルネットワーク株式会社、鳥取中央有線放送株式会社へ提供。)